

Title	平安時代中・後期における唐人来着と日本海：越前と若狭を中心に
Author	酒井, 健治
Citation	市大日本史. 22 巻, p.29-46.
Issue Date	2019-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	附表：10 世紀から 12 世紀前半 日本海沿岸に来着する唐人

Placed on: Osaka City University

平安時代中・後期における唐人来着と日本海——越前と若狭を中心に——

酒井 健 治

はじめに

古くより、異国からの人々が到来した日本の玄関口としては、筑紫を中心とする九州北部と日本海沿岸地域があった。本稿は、平安時代中・後期、日本海沿岸に到着した唐人について若干の考察を試みるものである。

平安時代中・後期の対外関係史研究はここ三〇年で大きな進展をみせている。かつては通説的位置を占めていたのは森克己氏の研究である^①。しかし、一〇世紀初頭における年紀制や日本人の海外渡航禁止などをはじめとする「消極的」政策、一一世紀以降盛行する、管理下の貿易を忌避する海商と、唐物を求める諸権門との間での「荘園内密貿易」、そして国家による貿易管理の崩壊という森氏の図式については、全面的に再検討が行われている。

山内晋次氏は、国家による対外交渉の管理・統制の面を強調し、国家による遣外使節の途絶の一方で、海商の来日を朝貢と位置づけ、徹

底的に管理・統制することで国家の対外的交通の独占をはかるものであり、「荘園内密貿易」を批判し、あくまで国家の管理下の貿易であったとする。そして一二世紀半ば頃までは政府の貿易管理が有効に機能していたとみる^②。また渡邊誠氏も、山内氏の視角を継承しながら、貿易管理制度（貿易における決済、海商の来航年紀制など）の変遷を平安初期から通時的に再検討し、貿易制度の変遷のなかで、長承二年（一一三三）以降、貿易管理が終焉したとする^③。また、海商・外交使節との交流の舞台である大宰府や鴻臚館についても、それらの機能や変遷をめぐり文献史学や考古学の分野から研究が積み上げられている^④。

一方で、日本海への唐人来着については、山内氏・渡邊氏・森公章氏が九州地域への来着を検討する中で一部言及されているに過ぎない^⑤。日本海への唐人来着を主に扱った研究としては、『福井県史』において、越前・若狭における海商の来着事例を三期に分けて検討し、関係史料の基本的な理解が提示されている^⑥。しかし、自治体史としての叙述の性格上、越前・若狭を中心としており、山陰道への来着事例

表1 10世紀末から12世紀前半 日本海沿岸に到着する唐人

	来着年	人名	身分表記	来着地	特記事項	出典
①	長徳1 995	朱仁聡	大宋国商客	若狭	廻却決定の後、安置に転じる。若狭に到着後、越前に移動、その後大宰府に移動	『日本紀略』『百鍊抄』『権記』『小右記』
②	寛徳1 1044	張守隆	宋客	但馬	廻却。来年まで滞在。国司による「雑物」の「押領」を訴え	『百鍊抄』『扶桑略記』
③	康平3 1060	林養	大宋商客 但馬唐人	越前	廻却決定の後、安置に転じる。その後但馬に移動。子に林阜がいる	『扶桑略記』『百鍊抄』『參天台五台山記』
④	承暦4 1080	黄逢	大宋国使	越前	大宰府から越前に到着。その後大宰府に回航	『帥記』『水左記』
⑤	永保2 1082	楊宥	大宋商客	越前	越前国に鸚鵡を献上	『十三代要略』『為房卿記』
⑥	応徳2 1085	-	伯耆唐人	伯耆	「伯耆唐人」が陸路で大宰府に移動	『為房卿記』
⑦	応徳3 1086	-	越前国唐人	越前	-	『後二条師通記』
⑧	寛治1 1087	-	越前唐人	越前	大宰府以外の場所に唐人を安置することの可否を調べさせる	『為房卿記』『後二条師通記』
⑨	寛治1 1087	-	越前唐人	越前	-	『本朝世記』
⑩	寛治2 1088	-	唐人	越前	「代初」で越前に到着	『後二条師通記』
⑪	寛治3 1089	-	若狭大宋国商人	若狭	害せられる	『後二条師通記』
⑫	寛治5 1091	陳苛	渡来宋人	越前	藤原為房に「進籍」、為房から「資糧」を支給される	『為房卿記』
⑬	寛治5 1091	堯忠	宋人	越前	敦賀津に滞在中、為房が「方物」を送る	『為房卿記』
⑭	永長1 1096	-	唐人	能登	-	『後二条師通記』
⑮	康和2 1100	黄昭	唐人	越前	敦賀津での経論書写に雇われる	『金剛頂瑜伽經十八会指帰』
⑯	嘉承1 1106	-	唐人	越前	越前到着の後、大宰府に回航されたか	『中右記』
⑰	天永1 1110	楊誦	若州唐人	若狭	越前国司の「雑怠」を訴え	『永昌記』
⑱	天永2 1111	林俊	宋人	若狭	「所申無所抛」により廻却	『中右記』
⑲	天永3 1112	-	唐人	越前	「帰粮」を支給して廻却すべきとの意見が出る	『中右記』
⑳	元永2 1119	-	敦賀唐人、唐人	越前 丹後	丹後の人が、白藤入手を「敦賀唐人」に依頼。丹後に唐人が着岸しないのは「国司御苛法」が続くからとする。	『唐大和上東征伝』(東寺観智院本)紙背文書

の検討や、大宰府における政治情勢についての目配りが不十分である。また、史料制約もあり、日本海来着の背景や、その歴史的意義については、ほとんど深められていない。そこで、山陰道を含めた日本海沿岸の来着状況、同時期における大宰府の情勢を考慮しながら、日本海沿岸地域の来着事例を検討することが求められよう。

表1は、一〇世紀末から一二世紀前半にかけて日本海沿岸に到着した唐人の事例をまとめたものである。来着地は越前が最も多く、若狭がそれに次ぐ。道別にみると、北陸道が一八例、山陰道が四例となる。

①朱仁聡が史料上の初見で、②張守隆の来着まで約五〇年、③林養の来着まで約一五年、④黄逢まで二〇年の間隔が空いている。しかし、④黄逢の来着から約四〇年間で一七例、一〜七年の間隔でみられるようになる。①〜③は、かなりの時期差があるが、③林養は、①朱仁聡来着時の例によって対応したことが知られるので、①〜③を一つの時期としてまとめることが可能である。

そこで、本稿では、①〜③(一〇世紀末〜一一世紀中葉)と④〜⑳(一一世紀後葉〜一二世紀初頭)の二期に分け、それぞれの時期における来着事例を取り上

げ、唐人の動向や、中央政府・現地の対応について検討することを通して、来着の背景と、越前・若狭地域におよぼした影響について明らかにしたい。

一 一〇世紀末～一一世紀中葉の唐人来着

(1) 朱仁聡の若狭来着と越前

まず、九州北部に到着した場合の中央政府・大宰府の対応について、先行研究に依拠して確認してみよう⁷⁾。

唐人来着はかならず天皇に報告すべき事項であって、外国人の来着を把握しておくことは、対外的交通の独占という天皇の権能の一部であり、天皇や天皇を頂点として結集した支配層にとって、自分たちの国家的支配の根幹の一構成要素であった。

唐人が九州沿岸部に到着すると、来着地の国司からの報告を受け大宰府による存問が行われる。来航目的、船主以下乗組員の構成、「公憑」の有無、貨物の内容などのやりとりが行われる。そして、大宰府から太政官に交名、公憑案、海商の解、貨物解文、大宰府解等が提出される。太政官では、議政官たちの陣定において審議が行われる。先例、来航年紀などに照らして、安置か廻却かを判断したのちに、審議結果を天皇に奏聞し、勅裁をうけて、官符による下達が行われた。

その措置は、鴻臚館への安置（滞在）・供給（食料支給）もしくは廻却（食料支給して帰国）に分けられる。鴻臚館への安置後は、身の安全や食料を保障される反面、内外への自由な移動は制限された。

交易の場合は、唐物使（藏人所官人）を派遣、民間に先んじて物品の選定・価格決定・京上が行われた（官司先買の原則）。代価は、都から返金使が任命・派遣されるか、大宰府管内から支出される。代価は金による決済であるが、一〇世紀後半からすでに金による支払いが滞り始め⁸⁾、長元元年（一〇二八）の唐物使派遣を最後に、以降は大宰府による官物決済によって行われることになる。なお、大宰府における官物決済においても、その総額の決定や代価の支出においては、中央政府の承認が必要であった⁹⁾。一方、提出書類の不備や、年紀などを理由に廻却されることもあった。

では、日本海沿岸に到着した場合は、どのように対応されるのだろうか。『福井県史』によると、大宰府とほぼ同じ手続きを経るが、大宰府の代わりに都から直接存問使が派遣されたり、国司より直接太政官に報告させたりした後に、陣定での審議となる。交渉の窓口は大宰府であるとして廻船命令が下されたりとされている。実際に即して検討する必要があるろう。ここで関係史料が比較的残っている、長徳元年（九九五）に到着した海商朱仁聡の事例を取り上げて、一連の対応について検討してみよう。

左に朱仁聡の動向を示す。

長徳元年（九九五）

八月頃 唐人七〇人余りが若狭国に到着

九月 四日 右大臣（藤原道長）が「唐人来着文」を奏上

九月 七日 唐人来着について議論

九月二〇日 唐人來着について議論

九月二三日 朱仁聡らを越前に移すことを決定

九月二四日 若狭国の商客解文進上について議論

九月二七日 右大臣(藤原道長)、陣定にて「唐人表」「若狭

国解」を給う

(この後、朱仁聡ら越前に移動か)

長徳二年(九九六)

夏頃 朱仁聡と越前守藤原為時による詩の贈答

一〇月 六日 朱仁聡のことを陣定で審議

十一月 八日 朱仁聡の罪名を明法家に勘申

長徳三年(九九七)

一〇月 二八日 若狭守兼隆が朱仁聡らに「陵轢」される

十一月 二日 朱仁聡の「陵轢」の罪名を明法家に勘申

長徳四年(九九八)

七月 三日 朱仁聡に同船した僧齊隱の持参した源清の牒二

通の返牒を作るべき旨を左大臣に伝える。

長保元年(九九九)

七月二〇日 朱仁聡の使者が石清水八幡宮で捕えられる

二月二六日 中宮亮高階明順を「唐人愁」により招問

長保二年(一〇〇〇)

八月一七日 大宰府に「仁聡物事文」を送る

八月二〇日 大中臣延忠・栗太光忠らが朱仁聡から得た雑物

を返請させる文を言上する

八月二四日 朱仁聡と皇后宮との交易代価未払いについて、

皇后宮の主張を藤原行成が聞く

長保四年(一〇〇二) 帰国

朱仁聡は二回来日しており、永延元年(九八七)一〇月に初めて来日

し、翌年羊を献上している。¹¹長徳元年の來着は二度目の来日である。若

狭に來着後、越前に移動・滞在し、長保二年には大宰府へと移っていた

ことが確認できる。各地で交易などを行い、長保四年(一〇〇二)に帰

国した。¹²史料上、初めての若狭・越前への來着である。

では、朱仁聡の若狭來着についてみてみよう。

〔史料1〕『日本紀略』長徳元年九月六日条

若狭国言三上唐人七十余人到_二着当国_一。可_レ移_二越前国_一之由、有_二

其定_一。

〔史料2〕『権記』長徳元年九月廿四日条

(中略)先日若狭国所_レ進唐人朱仁聡、林庭幹解文并国解、依_レ仰

下_二奉右大臣_一。件唐人可_レ移_二越前国_一之由、前日諸卿被_二定申_一、

随則以_二其由_一、官符下_二遣若狭国_一。而下_二知官符_一、彼国躬進_二商

客解文_一之事、可_レ被_レ召_二問国司_一者、是又公卿所_二定申_一也。件解

文、以_二官符_一可_レ返_二遣於国司許_一也。後聞、右大臣於_レ陣下_二給左

大弁_一、左大弁結_二申国解_一云々。左武衛示云、公卿相結申如何

云々。縦雖_二公卿_一、已為_二弁官_一。上卿下_二給文_一、結申例也。

史料1は、若狭国が唐人七〇人余りの來着を報告した記事である。

史料2は、当時蔵人頭であった藤原行成が、朱仁聡来着と若狭国の対応について記した記事である。

史料2の下線部によると朱仁聡の一行を越前に移動させることが決定した後、若狭国は朱仁聡らが提出した「商客解文」と「国解」を進上した。しかし、若狭国がみずから「商客解文」を進上したことが問題となり、国司召問が決定され、「商客解文」も国司に返却することになった。越前への移動が決定したにも関わらず、若狭国からの「商客解文」を進上したことは違例であったであろう。これは、越前国から進上させる意図を強くうかがわせるもので、当時の公卿が、越前国を日本海沿岸における外交の窓口として位置づけていたことを示している。かくして越前に移った朱仁聡ら一行は商客解文を越前国から提出し、朝廷での審議を経て安置の決定を受けたと思われる。

なお、朱仁聡が来着した若狭国の場所は不明であるが、移動した越前の港は敦賀津であったと思われる。後述する『元亨釈書』に朱仁聡が「敦賀津」にいたことが記されていること、延喜十九年（九一九）の渤海使が敦賀にあったとされる「松原駅館」に移されていることなどが理由として挙げられよう。

続いて越前国での対応についてみていこう。朱仁聡が来着した翌長徳二年（九九六）正月、藤原為時が越前守に任命された。当初、藤原国盛が越前守、藤原為時は淡路守に任じられたが、突如交替となった。為時の越前守任命は、当時、内覧・一上の地位にあった右大臣藤原道長と一条天皇の意向が反映されているようである¹³。交渉を円滑に進め

るため、漢詩に堪能な為時の任命となったのであろう。

さて、敦賀津に移動した朱仁聡一行は、どこに滞在したのであろうか。手がかりとなる史料を左に示す。

〔史料3〕『本朝麗藻』卷下 贈答

觀謁之後以レ詩贈ニ大宋羌世昌¹⁴ 藤為時

六十客徒意態同 独推羌氏作才雄 来儀遠動煙村外

賓礼還慙水館中 画鼓雷奔天不雨 彩旗雲聳地生風

芳談日暮多残緒 羨以詩篇子細通

〔史料4〕『宋史』列伝二五〇 外国七 日本国伝

咸平五年、建州海賈周世昌、遭¹⁵風飄一至¹⁶日本一凡七年得¹⁷還。与

二其国人藤木吉一至。上皆召¹⁸二見之¹⁹。世昌以²⁰二其国人唱和詩²¹来

上、詞甚雕刻、膚淺無²²所²³取。

史料3は、越前守となった藤原為時が、「大宋羌世昌」に贈った詩である。史料4は、咸平五年（一〇〇二）に宋に帰国した、「建州海賈周世昌」にまつわる記事である。長徳元年に来日したことから、朱仁聡とともに来日した海商と思われる。羌世昌と周世昌は、「周」と「羌」の違いこそあれ、名前が同じ「世昌」であることや漢詩を唱和しているなどの共通点から、同一人物であろう¹⁴。

史料3、下線部の「水館」は、為時との「觀謁」、詩の贈答が行われた場所である。「水館」との表現から、水辺に所在した施設とみられることから、内陸部に位置する越前国府ではなく、敦賀津付近にあった館とみられる。「觀謁」は、受領交替にあたって新任者が謁見した儀礼

で、保護・被保護の主従制的な個人格的関係を結ぶものである。⁽¹⁶⁾これによって、朱仁聡は日本における活動を保証されたのである。

「水館」は、大宰府でいうところの鴻臚館に当たたる施設で、為時との「覬謁」が行われたことから、越前国司の管理下にあったとみられる。『今鏡』にみえる「孤館」もこれと同一施設であろう。⁽¹⁷⁾氣比神宮司が検校した「松原客館」⁽¹⁸⁾や、延喜一九年の渤海使が滞在した「松原駅館」⁽¹⁹⁾との関連は不明だが、朱仁聡たちが越前国の管理下に置かれたことを示している。

(2) 朱仁聡をとりまく人々

朱仁聡と交易

続いて、朱仁聡の交易の様子をみてみよう。

〔史料5〕『権記』長保二年八月二十四日条

皇后宮仰云^①「太宗商客朱仁聡在越前国之時、所令^レ献^レ之雜物代、以^レ金下遣之間、仁聡自^レ越前一向^レ太宰之後、令^レ愁^下申於公家中以未^レ給^レ所^レ進物直^レ之由上云々。即遣^レ仰大式許之處^一、初雖^レ相^二約可^レ渡^レ料物^一之由、後變^レ約束^二不^レ免行^一。仍令^レ齋^レ金於侍長孝道^一、下^二遣彼府商客之許^一。而大式制^三止使者之遇^二商客^一。只檢^二領料金^一渡行之間、商客致^レ量^二欠所^レ進請^二文金數^一。減^下少從^二先日^一所^レ遣之數上、然而不^レ論^二其事^一。重可^レ令^二下遣^一之。

(後略)

これは、朱仁聡からの未払いの訴えにおいて、藏人頭藤原行成が皇后宮から聞いた主張である。長保二年八月時点では朱仁聡は大宰府に

移動しているが、下線部①から皇后宮との交易は越前滞在中に行われたようである。皇后宮は交易の代価を越前まで支払いに行ったが、すでに朱仁聡はおらず、大宰府で代価未払いである旨を訴えられた。

朱仁聡が皇后宮に献じた「雜物」は「貨物」(献上品)や「和市物」(官との交易品)とは区別されるものである。⁽²⁰⁾よって、官による先買は、皇后宮に先んじて行われたと考えられるが、『権記』記主である藤原行成は当時藏人頭であったにも関わらず、朱仁聡への先買に関わる記録を残していない。

一〇世紀末であれば、大宰府での官司先買には唐物使が派遣されていた。ときには路次の負担の重さを考慮して大宰府による官物決済にされる例もあるが、大宰府より遙かに近い敦賀津において、そのような理由で唐物使が派遣されないことは考えにくい。同時期に大宰府で交易をおこなっていた海商曾令文に対して、支払い代価の換算比率をめぐって両者のやりとりが頻繁に行われているのと対照的である。⁽²¹⁾

これらの点からすれば、敦賀津での先買には、藏人所から唐物使が派遣されなかったことが想定される。この想定が正しければ、先買に携わったのは、越前国司であった可能性が高い。

なお、皇后宮は使者を朱仁聡のもとに遣わしたが、大宰大式が両者の間に入り、代価の支払いが行われたようである。しかし、下線部②には、代価を支払ったところ、「請文」の額と朱仁聡が受け取った額が合わず朱仁聡が不足を主張したことがみえ、大宰大式(藤原有国)が中間で代価を差し引いたことが知られる。

このような行為は、大宰大貳の職権を利用したものと解される。大宰大貳が関わってきたのは、朱仁聡が大宰府に移ってきたためである。本来であれば、朱仁聡と皇后宮の間の代価支払いにおいても、越前国司の管理の下で行われた可能性が想定される。これは、官司先買のみならず、民間との交易についても越前国司が関わっていたといえる。

朱仁聡と若狭守

さて、朱仁聡については、長徳二・三年の二度にわたり、罪名勘申が行われており、このうち、長徳三年については、若狭守源兼澄が関わっているようである。源兼澄は東宮帯刀、左馬允、藏人所雑色、藏人、式部丞、左衛門尉等を歴任した人物である。長徳元年時点で若狭守であり、長保三年（一〇〇二）頃まで在任していたことが確認できる。兼澄が朱仁聡から「陵磔」を受けたのは長徳三年の事である。

〔史料6〕 『百練抄』長徳三年十一月十一日条

令三法家勘二大宋国商客輩朱仁聡罪名一。小右記云、若狭守兼隆為二大宋国客仁聡等一被二陵磔二云々。然者依二此事一被レ勘二罪名一歟。年紀不二相違一歟。

朱仁聡の罪名を明法家に勘申した記事である。『小右記』の記述を引用した上で、若狭守兼澄への「陵磔」によるものとしている。「陵磔」の内容は不明であるが、『小右記』には「面目」を損なう行為と記されている⁽²²⁾。「陵磔」が起こったのは、長徳三年十一月をさほど遡らないであろうから、朱仁聡らが若狭から越前に移って一年以上経つ

た後でのこととなる。この時期にいたっての罪名勘申は、両者の接触が越前移動後も続いていたことを示している。森公章氏は、朱仁聡は若狭と越前を行き来していたと想定し、若狭・越前間の移動をめぐるトラブルと指摘しているが、安置後の海商は、客館外への移動を制限されるため、両国を行き来することは考えにくい。むしろ、若狭守兼澄と朱仁聡の間での交易におけるトラブルを想定するのが妥当であろう。兼澄も若狭国から敦賀津におもむき、交易を通して唐物の獲得をめざしていたのではなからうか。

朱仁聡と源信

朱仁聡と源信との関係についてみていこう。

〔史料7〕 『元亨釈書』五 慧解四 寛印伝

釈寛印、事二楞嚴院源信一、学業早成。時宋人朱仁聡在二越之敦賀津一。信欲レ見レ聡、拉レ印而往。仁聡出接レ之。壁間有二画像一。聡指曰、是婆那婆演底守夜神也。為レ資二渡海厄一所レ帰也。師知二此神一乎。信憶二華嚴經中善財讚嘆偈一、以レ筆題二像上一曰、見二女清淨身一、相好超二世間一。呼レ印曰、子書レ次。印把レ筆写曰、如二文殊師利一。亦如二宝山王一。仁聡見レ之感嗟曰、大藏者皆二師腸胃也。乃設二椅一延レ之。

源信が、朱仁聡が敦賀津に居ることを知り、弟子の寛印とともに会いに行った時のエピソードである。源信が敦賀津に赴いた時期は、長保二年八月以前であったと思われる。下線部をみると、対面した場所は、航海の守護神として「婆那婆演底守夜神」の画像を壁に掛けていること

から、朱仁聡の船内、もしくは「水館」であったのであろう。

(3) 越前から大宰府へ

ここまで、朱仁聡の越前における動向について検討してきた。しかし、長保二年にはすでに朱仁聡は大宰府に移っている。いかなる理由で移動することになったのだろうか。

朱仁聡が前回来日した時の交易未払いの解決のため移動したとする指摘がある⁽²⁴⁾。しかし、この時点では、皇后宮との交易代価が支払われていないことを考えると、意図して越前を離れることはいかにも不自然である。このことからすれば、朱仁聡は何らかの理由で、大宰府への移動を命じられ、やむなく移動したとするのが妥当であろう。

朱仁聡が越前から大宰府に移動した理由としては、次の『小右記』の記述が参考になろう。

〔史料8〕『小右記』長徳三年六月十三日条

又北陸・山陰道可給官符之由僉議了。上達部云々、大宋国人近在越前^一、又在^二鎮西^一。早可^三帰遣^一。就中在^二越州^一之唐人、見^三聞^一当州衰亡^二。寄^二来近^レ都国^一、非^レ無^レ謀略^一。可^レ恐^レ之^二事也者^一。

長徳三年五月、高麗から牒状がもたらされ、その文言は日本を辱める内容であった。史料8はその牒状への対応について議論を行っている場面である。北陸道・山陰道にも何らかの対応を指示する官符を出すべきことが議論されている。下線部には、上達部たちの意見として、「大宋国人」が越前と鎮西におり、速やかに帰国させるべきであるという意見が出されている。また、都に近い国にやってきて「謀

略」を起こさないと限らないとされ、唐人に対する警戒心が高まっていることがわかる。さらにこの年の一〇月には奄美人が大宰府管内を襲撃する事件が起こり、また高麗の兵船が日本に派遣されたという噂も広がっていたのである⁽²⁵⁾。そのような中で、朱仁聡による若狭守兼澄への「陵礫」事件が起こったことを考えれば、唐人の「謀略」を警戒した国家の指示により、大宰府移動を余儀なくされたと考えるのが妥当であろう。

(4) 朱仁聡以後の唐人来着

張守隆の但馬來着

次に、越前・若狭以外に唐人が来着した場合について考えてみたい。但馬国を例にみてみよう。

〔史料9〕『扶桑略記』寛徳元年八月七日条

八月七日丙申。前大隅守中原長国任^二但馬介^一、民部少丞藤原行任^レ掾。為^レ存^三問^二大宋国趙守隆漂^二着彼国岸^一也。而国司源朝臣章任^レ不^レ經^二案内^一、先以存問。仍停^二釐務^一不^レ赴^二任所^一。

史料9は、海商張守隆の来着とその対応に関する史料である。当初、中原長国・藤原生行を派遣して存問させようとしたが、但馬守源章任が「案内」を経ず存問を行ったため、中原長国らの赴任を停止したというものである。その後、張守隆は、廻却処分となった⁽²⁶⁾。

中央としては、使者を派遣し存問することを意図していたのであり、但馬国司には存問が許されていなかったと考えられる。

一方、これと対照的なのが越前国である。承暦四年(一〇八〇)に孫

忠が越前に来着した際、越前が中央に提出した資料として「存問孫忠日記」がみえる。⁽²⁷⁾しかし、越前国司が存問を行ったことについては、何ら問題にされていない。

ここからは、越前国が日本海沿岸諸国の中で、外交の窓口として高い位置づけを与えられていたことがうかがえる。従来、唐人の日本海来着の際は、中央から存問使が派遣されたと考えられてきたが、⁽²⁸⁾来着国によって国司が直接存問する、もしくは都から使者が派遣されるという差異があったことに注意を払うべきである。そして北陸道・山陰道諸国の中でも、越前国は、海商との交易における先買や交易の管理、海商への存問などの権限を与えられていた。すなわち、西海道における大宰府に相当する立場としてみなされていたのである。これは、越前国敦賀津が、『日本霊異記』檣嶋の説話にみえるような交易の行われる地であったこと、『延喜式』主税上・諸国運漕雑物条で、若狭を除く北陸道諸国は敦賀津を経由して雑物の輸送を行うように規定されていたことなど、交易・物資輸送の拠点であったことによるのだろう。

林養の越前来着

朱仁聡以後、約六〇年ぶりに越前に唐人が来着した。

〔史料10〕『扶桑略記』康平三年七月条

同月。越前国解状云、大宋商客林表俊改等参^三著敦賀津^一。即有^二朝議^一、從^二廻却^一。而林表上表曰、逆旅之間、日月多移糧食將竭。加以、天寒風烈、海路多^レ怖。委^二命聖朝^一而已者。所^レ奏不^レ

能^二黙止^一。賜^二宣旨^一令^二安置^一矣。

〔史料11〕『百練抄』康平三年八月七日条 ※〔一〕内は割書

七日。諸卿定^下申大宋商客林表俊改等来^三著越前国^一事^上。賜^二糧食^一。可^レ令^二廻却^一之由、被^レ定畢。【後日賜^二安置符^一。長徳仁聡例云々】

史料10は、林養（林表とも）ら一行が越前に来着したが、朝議において廻却が定められた。そこで林養らは、食料が尽きたこと、海路の不安を上表したところ、安置の処分に転じた。海商が上表を行う例はほかにもみられ、朝廷におもねる態度をとることで有利な処分を意図したものともみられる。⁽²⁹⁾さらに史料11から、林養の安置が「長徳仁聡例」によったことが知られる。朝廷は、林養の来着を漂流によるものと考え、朱仁聡を前例として対応したようである。当該時期の事例は三例にとどまるが、朱仁聡の来着はその後の前例として影響を与えたのである。

以上、越前における朱仁聡の動向をみてきたが、その活動は国司との謁見を始め、交易や源信との会談なども、水館もしくは敦賀津近辺で行われていたとみられる。交易については、官司先買における唐物使派遣はなく、越前国司によって行われていたと推定される。越前から大宰府への移動も、朱仁聡の意図ではなく、唐人への警戒心・若狭守への「陵礫」を重くみた国家からの指示であった。すなわち、越前国司の管理下のもとに朱仁聡は活動を行っていたのであり、都から使者が派遣されて、対応を行う方式ではなかったことが分かるのである。

る。また、唐人への存問については、越前国司がその権限を有していたのに対し、但馬国司には許されていなかったことが判明した。これは、日本海沿岸諸国の中で、越前国が外交の窓口として高い位置づけを与えられていたことを意味するものである。もちろんこれらは、越前国の独断で行われていたわけではない。唐人来着は国司より報告が行われており、安置・廻却も、陣定で決定されていることから、国家の対外方針に基づくものであった。日本海沿岸への来着においても国司による把握・管理が行われていたことを意味する。

二 一 一世紀後葉～一二世紀初頭の唐人来着

(1) 黄逢・孫忠の敦賀来航

本章では、一世紀後葉から一二世紀初頭の唐人来着について検討する。この時期は、いずれの事例も簡略な記述にとどまる。しかし、来着事例の増加をはじめ、一章で検討した事例と比べて、興味深い変化をうかがうことができる。

〔史料12〕『水左記』承暦四年閏八月二十六日条

廿六日、乙酉、晴、(中略)此間右府被_レ參、相次人々參入、右府以下着_レ陣、被_レ下_二越前国解_一【大宋国使黄逢随_二身牒状_一參着了、副_二牒状案等_一、】仰云、大宋人黄逢随_二身牒状_一来_二着_レ太宰府_一、不_レ経_二幾程_一解_レ纜飛_レ帆、又来_二着_レ越前国_一、件牒状直自_二彼国_一可_レ令_二伝進_一欵。又尚追_二遣太宰府_一、自_レ彼可_レ令_レ進_レ欵奈何者、諸卿定申云、追_二遣太宰府_一之後令_レ進_二牒状_一者、往反之間定

及_二明春_一欵、於_二牒状_一者令_二〔_{越前之}〕国司取進_一、至于黄逢_二者返_二遣彼府_一、或亦相分_二定申旨具見_一定文_一、右兵衛督俊実書_二定文_一也。(後略)

承暦四年(一〇八〇)、閏八月以前に越前国に来着した黄逢一行について審議が行われた。黄逢は承暦二年に来日した宋商孫忠の船員で、大宰府に滞在していたが、承暦四年四月ごろ、黄逢は一度宋に戻り、明州から大宰府への牒状を携えて大宰府に来着した。その後、敦賀津に来着し、「明州牒状」を越前国に進上した。孫忠も黄逢とともに敦賀にやってきている。⁽³⁰⁾

史料12は、黄逢が持参した「牒状」について、越前国から進上させるか、大宰府に回航させて、そこから進上させるかを議論している。諸卿は大宰府に回航させてから牒状を進上させると、行き来をする間に来年の春になるだろうとし、牒状については越前国に進上させ、黄逢は大宰府に回航させるという意見が出されており、結果、牒状は越前国から、黄逢らは大宰府に返すという結論に至ったようである。

ここで、黄逢らが敦賀津の存在を知っており、自らの意志で来着したことは、黄逢が越前から大宰府に送り返された経緯から明らかである。孫忠は過去に複数回来日しており、大宰府の対応の遅さを知っていたと思われる。⁽³²⁾

ここで、『今昔物語集』「加賀国諍蛇蜈蚣行人、助蛇住嶋語」が想起される。これは、猫嶋(石川県輪島市の船倉島に推定)に流れ着いた釣り人たちが、猫嶋をめぐる争いに助太刀し、蛇とともにムカデを退治

する話である。話中には、近ごろ、唐人たちが猫嶋で食料を蓄えて、敦賀に向かつていくことが記されている。⁽³³⁾ すなわち唐人たちの間で、敦賀津の情報共有されていることが知られ、これは、『今昔物語集』が成立したとされる一二世紀前半の状況を示していると考えてよいだろう。

これらのことから、黄逢のように大宰府から敦賀津まで意図的に向かう唐人がみられること、一一世紀後葉から一二世紀前半にかけて、海商たちの間で敦賀津の情報が共有されていたことがうかがえる。

そして表1では承暦四年以後、来着事例の増加を見いだすことができる、特に越前・若狭への来着は突出している。

(2) 越前・若狭における唐人と交流

では、越前・若狭への来着事例を検討してみよう。まず越前についてみていこう。

〔史料13〕 『為房卿記』寛治五年七月廿一日条

廿一日、戊寅、今日休^二息敦賀官舎^一。渡来宋人陳苛進^レ籍、賜^二資糧^一。

史料13は、任国であった加賀国に下向した藤原為房が京への帰りに「敦賀官舎」に宿泊していたところ、宋人の陳苛が「籍」を進上し、それに対して「資糧」が支給されたという記事である。「籍」は「名籍」と解される。名籍捧呈が行われたことを記している。かつて藤原為時と朱仁聡の間で行われた「覲謁」に相当する行為であろう。⁽³⁴⁾ なお、このやりとりについては、為房と陳苛との間ではなく、越前国司

への謁見であり、為房は館舎でそれをみていたという解釈が呈されている。⁽³⁵⁾ しかし、為房がそれをみていたとするなら、「資糧」の主語として越前国司の人名が記述されないのは不自然である。とすれば、やはり為房が主語であったとするのが妥当であろう。

さらに、翌月には、在京していた為房のもとに、宋人堯忠が敦賀津に来着した知らせが届いたことをうけ、堯忠への「方物」を送らせている。⁽³⁶⁾ 為房は、翌八月に参内した際に、「唐紙」を献上していること⁽³⁷⁾ から、堯忠との交易で得たものと思われる。⁽³⁸⁾ 当時の為房と唐人との交流については、彼が院近臣であったことに注目し、院近臣による敦賀津での交易を指摘する見解が提示されている。⁽³⁹⁾ この当時の為房は藤原師実の家司としても活動していることから、院や摂関家の意を受けて唐人と交易を行う存在であったのだろう。また後述する史料19『唐大和上東征伝』（東寺観智院本）紙背文書には、丹後国司が目代に、白臈（錫）の購入を命じており、「敦賀唐人」に白臈の調達が依頼されている。いずれも敦賀津にいる唐人との交易であることから、越前国による敦賀津における交易の管理は存続していたと考えられる。

そのほか、『金剛頂瑜伽経十八会指帰』（石山寺所蔵）奥書には、白山参詣の折に、ある人物が、「唐人黄昭」を雇い敦賀津において書きさせたことが記されている。⁽⁴⁰⁾ 写経や校正を唐人に依頼する例はほかにもある。写経にはある程度の時間を要するであろうから、能書や文字に精通した唐人が一定期間敦賀津に滞在していたことを示していよう。

続いて若狭における唐人についてみてみよう。

〔史料14〕『後二条師通記』寛治三年十月十八日条

十八日甲寅、天晴、辰剋許參_レ殿。巳時罷出了。申剋參内。陣定、石清水・松尾事、先日被_レ定、今日又被_レ定。次賀茂御膳事被_レ定欵、委可_レ問_二左大弁_一也。次若狭大宋国商人被_レ害事被_レ申、国司事被_レ定。淡路国_一有申。定_二有不堪田事_一如_レ常。

史料14は、「若狭大宋国商人」が害されたことについて、陣定で議論が行われた記事である。「国司事被_レ定」の解釈が問題となるが、「石清水・松尾事」から「賀茂御膳」に議題が変わる際に「次」と記されていることから、「国司事被_レ定」は若狭大宋国商人が害せられた事と一連のものといえよう。⁽⁴²⁾ さすれば若狭国司と商人との間でのトラブルと解することができる。害された経緯については不明であるが、若狭に到着したか滞在している宋人の海商の存在がうかがえる。

以上のように越前・若狭における来着事例を検討してきたが、院近臣や撰閥家の家司であった為房も唐人との名籍奉呈をおこなっていることから、院や撰閥家が敦賀に進出して交易を行っていた可能性がある。また、唐人による写経の事例からは、敦賀津周辺における唐人との接触が比較的容易になっていたことがうかがえる。そして若狭における、国司と唐人のトラブル等もあわせて考えると、一で明らかにした、越前国司の管理のもとでの「水館」への安置、活動の制限といった状況とは、明らかに変化していることが分かる。

(3) 唐人来着増加の背景

では、なぜこの時期に唐人来着の増加がみられるのであろうか。こ

こで大宰府の状況に目を向けてみよう。

〔史料15〕『扶桑略記』永承二年十一月九日条

大宰府捕_二進大宋国商客宿坊放火犯人四人_一。依_二言旨_一禁獄。

大宰府が「大宋国商客宿坊」に放火した犯人を捕らえ、禁獄した記事である。『百鍊抄』同年十一月条にも、ほぼ同じ趣旨の記述がみえている。この宋海商の「宿坊」は大宰府の鴻臚館のことと考えられる。これ以後、九州の鴻臚館に関わる記事は見られなくなることはずでに指摘されている。⁽⁴³⁾ また鴻臚館の発掘調査において、一一世紀後半以降、一五世紀にいたる遺物・遺構がほとんど皆無となる。放火によって焼失した鴻臚館は、その後再建されず廃絶したものとみられる。⁽⁴⁴⁾

一方、博多遺跡群では、一一世紀後半から遺構や遺物が激増する。鴻臚館の廃絶後、交易の拠点は博多に移り、中国の海商たちも博多に移り住むようになったとされている。⁽⁴⁵⁾ 以後、海商たちの滞在した建物が「唐房」として史料上に現れる。唐房は中国の海商たちが自身で建て、大宰府が管理をしたとみられる。⁽⁴⁶⁾

これは、交易場所の移動にとどまらない変化を与えたと考えられる。鴻臚館での貿易が行われていたときは、海商たちは安置・供給を受ける代わりに自由な移動が制限されていたが、博多に唐房が建てられ中国海商たちの居住区が形成されていくなかで、比較的自由な移動が可能となったとみられ、その結果、海商たちが博多以外にも交易の地を求めて日本海沿岸に到着するようになったのではなからうか。⁽⁴⁷⁾

さて、唐人来着の増加とその背景について考えてきたが、ここで公

卿たちの対応について考えてみよう。貴族たちの中には、あくまでも大宰府を外交の窓口と考える認識が存在した。

〔史料16〕『本朝世紀』寛治元年

七月二十五日・二十七日条

被_レ定_二申越前国唐人事_一。(中略)

廿七日丙子。(中略)「_一仰云、非_二太宰府_一、唐人可_二安置

_一否事、可_二尋申_一者。

〔史料17〕『為房卿記』寛治元年八月十六日条

早且依_レ召參_二殿下_一。越前唐人廻却宣旨并陸奥合戦沙汰等也。

寛治元年に到着した越前国の唐人への対応について議論がなされたなかで、大宰府ではないところで、唐人を安置すべきかどうかの意見が出され、結果、この唐人は廻却されている。

実際、表1の⑮⑯は廻却、④⑥⑩は大宰府への移動を指示されている。越前に到着した唐人への廻却事例がみられることから、筑紫以外の来着をよしとしない認識は残っていたと考えられる。

しかし、⑩のように堀河天皇の代初めということで、安置を許可する例もあり、公卿たちは状況によって柔軟に対応していた様子が見える。これは、公卿たちの柔軟な対応を示すとともに、敦賀津における唐人の存在が無視できないほど、来着が盛んであったことを示しているのではなからうか。

〔4〕唐人来着と「雑怠」・「苛法」

さて、今まで検討を加えてきた日本海沿岸への唐人来着は、一一二〇

年を境に史料から姿を消す。その背景としては、北宋や遼の滅亡など国際情勢の変動や、国司の「苛法」に求める見解が提示されている。⁴⁸⁾

しかし、どちらかに集約されるわけではなく、複合的な要因を考えるべきだろう。ここでは、越前・若狭特有の問題とみられる「雑怠」・

「苛法」について考察を加えてみたい。

〔史料18〕『永昌記』天仁三年六月十一日条

若州唐人解状事

十一日、戊寅、天晴、(中略)予參_二殿下_一御_二直廬_一、晩頭退出。

若狭国唐人楊誦進_二解状_一。其中、多注_二越前国司雑怠_一。若無_二裁

定_一者、近參_二王城_一、為_二鴨河原狗_一、被_レ屠_二骸骨_一云々。異客之解、其詞可_レ怪。仍記耳。

これは、当時右中弁であった藤原為隆による記述である。若狭国唐人の解文には越前国司の「雑怠」が記され、「裁定」がなければ京都に行つて、鴨川の狗に骸骨を食われようとの文言がみえる。この文言の意味は取りがたいが、若狭に滞在する唐人の存在がうかがえる。

「雑怠」とは、越前国司が、何らかの国務を行わない状態を指すものと考えられる。唐人解状は、中央にたいし、それらの問題への「裁定」を求めたものではなからうか。

つづいて「苛法」についてみてみよう。

〔史料19〕『唐大和上東征伝』(東寺観智院本)紙背文書

今日廿一日御札、同日申時到来、仰旨謹以承候了、抑所_レ被_二尋_一□

遣_二之白牒_一、敦賀唐人許尋遣天從_レ此可_レ令_二申_一案内_一候也。今相

待□坐志て、京御返事者可_レ令_レ申御_一也。於_レ国者此_一一兩年唐人更

不_二著岸仕□_一者也。是非_二他事_一。国司御苛法無_レ期由令_レ申者、

不_二罷留_一候也。返々付_レ□_一不_レ令_二進上_一之条、尤遺恨思給候者、

今明之間、左右可_レ令_レ申候、可_レ下_レ令_二相待_一御上也。馬足米事、京

都令_二申上_一御事、子細承候了。早々御序宣を可_レ令_レ申_一」

史料19は、白鷹（錫）の購入を丹後国目代から依頼されたある人物からの書状である。白鷹について「敦賀唐人」に尋ねつかわした。

「国」においてここ一二年唐人が着岸しないのは、「国司御苛法」が絶え間なく続くからであるとする。

これは、元永二年（一一一九）十二月から保安元年（一一二〇）六月の間に作成されたもので、敦賀の唐人と取引関係にあった人物が、某国府近辺から丹後目代にあてた文書で、丹後守藤原顕頼の父、顕隆のもとに入ったものとされている。ここにみえる「国」は、村井章介氏の指摘するように丹後国と解される。⁽⁴⁹⁾

一兩年唐人が着岸していないとはいえ、かつては来着していた状況を読み取ることができる。そして、先ほどの『永昌記』の記述を考え合わせると、越前・若狭・丹後の若狭湾一带に唐人が来着し、かつ居留していたこと、そして敦賀がこの時期においても、唐人たちの居留する拠点であったことが分かる。⁽⁵⁰⁾

ここで「苛法」について考えてみよう。従来の研究は国司による差し押さえ行為と言及する程度で、「苛法」の具体的内容についてはさほど検討されていない。そこで具体的に検討してみよう。

〔史料20〕 『帥記』承暦四年九月二〇日条

（前略）至_下于目代豊前前司保定、甲斐進士為季殊致_二苛法_一責_二取唐物_一一条上者、各可_レ被_レ問者。暁更事了。各退出。

これは、本章（一）でみた孫忠についての対応を議論する中で、「目代豊前前司保定」、「甲斐進士為季」が「苛法」を致して唐物を責め取ったことについても取り上げた記述である。孫忠と保定の間でどのようなやり取りをしたかは不明であるが、「苛法」が唐物を責め取る行為であることは明らかである。

これを援用するなら史料19の「国司御苛法」も唐人に対する唐物の責め取り行為とみなせる。では、国司はどのような経緯で唐物責め取りに至るのであろうか。ここで、左の史料が想起される。

〔史料21〕 『勘仲記』弘安十年秋七月十三日

所引治暦元年九月一日付 太政官符

太政官符越中国司

雑事二箇条

（中略）

一、応_レ停下止路次国々津泊等号_二勝載料_一割_中取運上調物上事

近江国 塩津 大浦 塩津

若狭国 気山津

越前国 敦賀津

右得_二同前解状_一一併、謹検_二案内_一、当国者北陸道之中、是難_レ治之境也。九月以後三月以前、陸地雪深海路波高。僅待_二暖期_一、

運漕調物^二之處、件所々刀衾等称^二勘過料物^一、留^二料物^一、割^二取公物^一、冤^二凌綱^一、徒送^二数日沙汰^一之間、空過^二參期^一、遲留之滞職而此由、是非^二只官物之減耗^一、兼又致^二進濟之擁滞^一。望^二天恩^一因准^二傍例^一、被停^二止件所々勘過料^一、將全^二行程之限^一、称致^二合期之勤^一者、同宣、奉^二勅^一、依^二請者^一、下^二知彼国々^一既畢

以前条事如^レ件、国宣^二承知依^レ宣行^一之、符到奉行

治暦元年九月一日 左大史小槻宿祿

これは、治暦元年（一〇六八）、調物運漕において、近江国塩津・大浦津・木津、若狭国気山津・越前国敦賀津などの刀衾らが勝載料や勘過料と称し、公物を割き取り、綱丁を困らせているのを取り締まってほしいとの越中国解を受け、それを禁止する旨の太政官符である。

「気山津」は久々子湖南奥の気山に比定されている。『延喜式』主税上・諸国運漕雜物功賃条には、若狭を除く北陸道諸国の雜物は、すべて敦賀津に荷揚げされ、塩津經由で都に運ばれていたが、平安中期になると気山津に着岸し、そこから南下して若狭街道に入り、近江の木津に向かうルートが出現し、物資輸送の複線化がみられるようになる⁵¹。刀衾とは、港湾施設の修造や乗降船者の検問、積荷の検査など、公的港湾管理業務などに直接携わる現地管理人集団とみられる⁵²。『半井家本医心方』紙背文書によると、加賀国の国衙には、「船所」「勝載所」等が記されているが、同じ沿海の若狭・越前においても同様の国務が想定される⁵³。津の刀衾たちが国務をたてに物資の割き取りを

行っていた状況がうかがえるのである。

注意をしておきたいのは、割き取りの名目が「勘過」「勝載」である以上、調物にとどまらない問題だということである。すなわち、敦賀津・気山津を停泊・航行するのであれば、調物以外の物資も割き取りの対象になることが想定される。唐人がもたらす唐物も、例外ではなかったであろう。そして、この太政官符が、唐人来着の増加する時期に前後してみられるのは、示唆的である。

つまりここでの「苛法」とは、国務をうけおった刀衾による港湾の通行・停泊にかかる唐物の割き取り行為と考えたい。

これを踏まえてもう一度「雑怠」について考えると、越前国司が割き取り行為に対して何ら策を講じない（あるいは講じられない）ことを指しているものと考えられる。

そして、これ以降、日本海側への唐人来着は史料上みられなくなる。一方、一二世紀前半に博多遺跡群の出土遺物の量は、ピークを迎えることとなる。唐人としては、国司の「苛法」・「雑怠」により敦賀津での交易のメリットがなくなり、来着しなくなるのであろう。結果、博多津への来着に収束していくのである。

一方、大宰府管内では長承二年（一一三三）、後院領肥前神崎荘において、備前守平忠盛が「院宣」と称して、唐人周新の船を差し押さえる事件が発生している。渡邊氏は、これをもって国家による貿易管理の終焉と評価するが、越前・若狭においては、大宰府に先んじて貿易管理の終焉が起こっていたのではなからうか。

以上、一一世紀後半から一二世紀初頭の来着事例を検討した。日本海沿岸で来着事例が増加したのは、一一世紀半ばにおける鴻臚館の廃絶と博多への交易拠点の移動、「唐坊」形成を背景としたもので、若狭や丹後にも唐人の来着がみられるようになる。また、院や摂関家が交易に参加するなどの変化がみられるようになるが、越前国における交易の管理は一二世紀初頭まで存続したとみられる。しかし、敦賀津・気山津などでの唐物の割き取りなどの「国司御苛法」や「雑怠」などにより、唐人たちの来着は史料上姿を消すことになる。

おわりに

これまで二章にわたって、唐人の日本海沿岸来着について述べてきた。雑駁な論述に終始したので、考察のまとめ、一二世紀後半以降への展望、今後の課題についてのべることで終わりに代えたい。

一〇世紀末から一二世紀初頭における、日本海沿岸における唐人の来着は、特に越前・若狭を中心にみられた。とりわけ、一二世紀後葉からの唐人来着の増加は注目すべきものであり、大宰府鴻臚館に廃絶をはじめとする、九州北部の情勢変化によるものであると考えられる。当該時期を通して、唐人来着は、国司を通じて都には報告されており、唐人への存問や交易は、越前国の管理下のもと、敦賀津において行われたと考えられる。時には唐人への警戒感や存問の結果により、大宰府への回航や、廻却を指示されることもあったが、それは、国家が日本海沿岸への唐人来着について積極的な把握・管理につとめ

ていたことの証左であり、その体制は、一二世紀初頭まで続いていたとみなせるだろう。

一方で唐人来着は、院や摂関家による、敦賀津の交易への進出や、日本海沿岸、特に敦賀津・気山津における刀祢たちの出現をも引き起こしたと思われる。また、越前・若狭における荘園は、鳥羽・後白河院政期に激増することはすでに指摘されているが、その端緒は、唐人の来着が顕著になる一一世紀後葉（白河院政期）に求めることができ。唐人来着は、越前・若狭地域への諸勢力の進出をうながした一要因と評価できるのではなからうか。

これ以後、唐人来着の記録は姿を消すことになるが、これは唐人の来着がなくなったことを意味するわけではない。網野善彦氏も指摘するように、朝廷側の公式の記事の消滅は国制上の変化によるもので、受領による国務の請負が体制化する一方、天皇家や摂関家をはじめとする高位の貴族・大寺社等が、それぞれ独自に宋人との交流のルートを追求・確保し、交易に乗り出した結果とも評価できる⁵⁶。一二世紀末には若狭の浦々で「廻船人」の活動が活発化するのも、それらと無関係ではなからう。唐人の来着は、日本海、とりわけ若狭湾沿岸地域の水上交通の隆盛を招く遠因となったのではなからうか。

迂遠な考察を加えてきたが、論じ残した課題は多い。本稿では、日本海沿岸における唐人来着の消長について考えてきたが、本来は、大宰府の状況、そしてなにより宋・高麗などアジア地域の政治的動向を踏まえたうえで論ずべき課題である。

また、発掘調査成果などについては触れることができなかった。大宰府・鴻臚館・博多遺跡群では貿易陶磁をはじめとする膨大な量の出土品が確認されているが、越前・若狭地域ではまとまった量の貿易陶磁の出土はさほどみられない。

なにより文献史料が少なく、具体的な記述もあまり見られないため、推測に推測を重ねた部分も少なくない。大宰府での来着事例を参考にしながら、さらなる分析を進めていく必要があるだろう。

ここで筆を擱き、読者諸賢のご叱正を乞う次第である。

【註】

- (1) 森克己『森克己著作選集 第一巻 日宋貿易の研究』・『新訂第二巻 続・日宋貿易の研究』（ともに国書刊行会、一九七五年）
- (2) 山内晋次『奈良平安期の日本とアジア』（吉川弘文館、二〇〇三年）
- (3) 渡邊誠『平安時代貿易管理制度史の研究』（思文閣出版、二〇一二年）
- (4) 代表的なものとして、田島公「大宰府鴻臚館の終焉―八世紀―」一世紀の対外交易システムの解明」（『日本史研究』三八九、一九九五年、大庭康時『中世日本最大の貿易都市・博多遺跡群』（新泉社、二〇〇九年）。
- (5) 山内前掲(2) 著書、渡邊前掲(3) 著書、森公章『古代日中関係の展開』（敬文舎、二〇一八年）
- (6) 福井県「平安中・後期の対外交流」（『福井県史 通史編 原始・古代』、一九九三年、田島公氏執筆）
- (7) 福井県前掲(6) 論文、田島前掲(4) 論文、山内前掲(2) 著書。
- (8) 『小右記』天元五年三月二十六日条
- (9) 渡辺誠「貿易管理下の取引形態と唐物使」（『平安時代貿易管理制度史の研究』思文閣出版、二〇一二年）
- (10) 『扶桑略記』永延元年一〇月廿六日条、『日本紀略』永延元年此歳冬条
- (11) 『元亨四年具注曆』裏書所引『江記』寛治七年十月二十一日条

- (12) 渡邊誠「年紀制と中国海商」（『平安時代貿易管理制度使の研究』思文閣出版、二〇一二年）
- (13) 『日本紀略』長徳二年正月二十八日条、『今鏡』九むかしあたりからうた、『今昔物語集』二四 藤原為時作詩任越前守語第三〇、『続本朝往生伝』一条天皇、など。福井県前掲(6) 論文も参照のこと。
- (14) 川口久雄『三訂平安朝日本漢文学史の研究 中』明治書院、一九七五年）
- (15) 越前国府の所在は、『和名類聚抄』によると丹生郡と記されている。国府所在地の比定案が複数提示されているが、いまだ定説を見ない。いずれも越前市国府・府中周辺であり、内陸部であることから、「水館」の表現にはそぐわない。
- (16) 渡邊前掲(12) 論文。
- (17) 『今鏡』九むかしあたりからうた
- (18) 『延喜式』雜式
- (19) 『扶桑略記』延喜一九年二月二十四日条。
- (20) 山内晋次「中国海商と王朝国家」（『奈良・平安期の日本とアジア』吉川弘文館、二〇〇三年）、渡邊誠「海商と古代国家」（鈴木靖民ほか編『日本古代交流史入門』勉誠出版、二〇一七年）
- (21) 曾令文については、河内春人「宋商曾令文と唐物使」（『古代史研究』一七、二〇〇一年）・渡邊前掲(12) 論文参照。
- (22) 『小右記』長保元年十月二十八日条
- (23) 森前掲(5) 著書
- (24) 渡邊前掲(12) 論文。
- (25) 当時の日本と高麗との関係については、山崎雅稔「後百済。高麗と日本をめぐる交流」（鈴木靖民ほか編『日本古代交流史入門』勉誠出版、二〇一七年）参照。
- (26) 『百練抄』寛徳元年八月十一日条
- (27) 『帥記』承暦四年閏八月二十六日条
- (28) 福井県前掲(6) 論文。
- (29) 山内前掲(20) 論文。
- (30) 『扶桑略記』承暦四年閏八月三十日条

- (31) 孫忠については原美和子「成尋の入宋と宋商人―入宋船孫忠説について―」（『古代文化』四四―一、一九九二年）参照。
- (32) 福井県前掲（6）論文。
- (33) 『今昔物語集』巻二六―九「加賀国諍蛇蟻嶋行人、助蛇住嶋語」
- (34) 渡邊前掲（12）論文。
- (35) 渡邊前掲（12）論文。
- (36) 『為房卿記』寛治五年閏七月二日条
- (37) 『為房卿記』寛治五年八月一七日条
- (38) 福井県前掲（6）論文。
- (39) 福井県前掲（6）論文。
- (40) 『為房卿記』寛治五年七月廿日条には、帰京途中の大丹生泊で殿下渡領の片上庄の庄司から挨拶を受けている。
- (41) 『金剛頂瑜伽經十八会指帰』（石山寺所藏）奥書
- (42) 吉永壮志「古代西日本海域の水上交通」（『ヒストリア』二七一、二〇一八年）。
- (43) 田島前掲（4）論文。
- (44) 大庭康時「鴻臚館」（上原真人ほか編『列島の古代史 人と物の移動』岩波書店、二〇〇五年）、大庭前掲（4）著書。ただ、亀井明德氏のように、一一世紀後半とみられる白磁が少数ではあるが出土していることから、その廃絶時期をやや引き下げる見解もある（亀井『博多唐房の研究』邇州古陶瓷学会、二〇一五年）
- (45) 大庭前掲（44）論文、大庭前掲（4）著書。
- (46) 林文理「国際交流都市博多―「博多津唐房」再考―」（木村茂光ほか編『生活と文化の歴史学―〇旅と移動』竹林舎、二〇一八年）
- (47) なお、村井章介氏は、日本海の対岸に位置する契丹からの唐人来着を推定し、日本海沿岸の来着事例と、契丹国の消長を関連づけておられる（村井『境界をまたぐ人びと』（日本史リブレット）二八、山川出版社、二〇〇六年）。確かに宋以外からの海商が来着していたであろうことについては、筆者も支持するところである。しかし、明らかに「宋」と記されている海商もいることを考えれば、増加の要因をそこに求める
- ことには慎重を期すべきだろう。
- (48) 福井県前掲（6）論文、村井前掲（47）著書、森公章「古代日中関係の展開」（敬文舎、二〇一八年）
- (49) 「国」の解釈については、越前とみならず見解（森克己氏）、若狭国とみならず見解（福井県前掲（6）論文、五味文彦「紙背文書の方法」『中世をひろげる 新しい史料論をもとめて』吉川弘文館、一九九一年、保立道久「『彦火火出見尊絵巻』と御厨的世界―海幸・山幸神話の絵巻をめぐって」『物語の中世 神話・説話・民話の歴史学』東京大学出版会、一九九八年）、丹後とみならず見解（村井前掲（47）論文）がある。
- (50) 村井前掲（47）論文。
- (51) 戸田芳美「東西交通」（『歴史と古道 歩いて学ぶ中世史』人文書院、一九九二年）、福井県前掲（6）論文。
- (52) 戸田前掲（51）論文、福井県前掲（6）論文。
- (53) 戸田前掲（51）論文、同「院政期北陸の国司と国衙」（『初期中世社会史の研究』東京大学出版会、一九九二年）。
- (54) 網野善彦『海の国の中世』（平凡社、一九九七年）。
- (55) 網野前掲（54）著書。
（福井県立若狭歴史博物館）